

2022年5月12日

ご支援くださっているみなさま

国家公務員一般労働組合(国公一般)  
国公一般国立ハンセン病資料館分会

### 都労委命令の履行を求める FAX 要請等のお願い

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また、私どもの闘争に多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度東京都労働委員会は、笹川保健財団が労働組合の中心的役割を担っていた組合員 2 人(稲葉さんと大久保さん)を「不採用」として職場から排除した事案について、不当労働行為であると認定し、2 人を職場に戻すことを命じる救済命令を出しました。

公正な命令を得ることができましたのも、みなさまからいただいたご支援のおかげです。心より感謝を申し上げます。

今後、笹川保健財団が不服申し立てをする場合は、中央労働委員会なら 5 月 24 日、地方裁判所なら 6 月 7 日が期限となります。すでに 2 年もの歳月を要していますが、不服申し立てがなされると、解決までにさらに数年かそれ以上の時間がかかってしまいます。

そこで、下記のとおり、笹川保健財団が不服申し立てをすることなく、今回の都労委命令を誠実に履行するように求める働きかけに、みなさまのご協力をいただきたく存じます。

度重なるお願いで申し訳ありませんが、どうか再度ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

笹川保健財団に、都労委命令の履行を求める FAX をお送りください。なお、FAX 送信が困難な場合はハガキでもかまいません。以下の要領でのとりくみをお願いします。

#### 1. FAX 要請の場合

別添の要請用紙に必要事項をご記入のうえ、笹川保健財団宛てに FAX 送信してください。

笹川保健財団 FAX 番号：03-6229-5388

#### 2. ハガキ要請の場合

官製ハガキ等に、「笹川保健財団は、東京都労働委員会の命令に不服申し立てをせず、稲葉さんと大久保さんを職場に戻してください」と明記し、以下の住所に送ってください。

〒107-0052 港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 5 階

笹川保健財団理事長 佐藤英夫 殿

以上